

令和8年度ちば観光・宿泊業職場見学会業務委託 企画提案募集要項

1 事業の目的

人手不足が深刻な課題となっている観光・宿泊業の人材確保に向け、県内の高等学校の生徒を対象に、県内の観光・宿泊施設への理解を深め、興味や関心を醸成することを目的に、観光・宿泊事業者の職場説明・見学・魅力発信を行う職場見学会を実施する。

2 募集対象事業

(1) 業務名称

令和8年度ちば観光・宿泊業職場見学会業務

(2) 事業内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託金額

業務委託料の上限は、消費税及び地方消費税込みで2,996,000円とし、本企画提案に係る費用については、すべて委託料に含むものとします。

(4) 事業期間

契約締結日から令和9年3月26日（金）まで

3 応募資格

企画提案書を提出する者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 千葉県物品等入札参加資格（委託）を本募集要項 5（1）に記載の提出期限までに有する者であること。
- (3) 募集開始の日から審査完了までの間に、千葉県から指名停止を受けていない者であること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした者でないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員である役職員を有する者、若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 選考委員会の委員でないこと。

4 応募説明会・質疑応答

(1) 応募説明会

以下の日程で応募説明会を開催する。

- ・開催日時：令和8年7月29日（水）午後2時から（予定）
- ・開催場所：Zoom を利用したオンライン説明会
- ・申込方法：令和8年7月28日（火）正午までに、別紙1「説明会申込書」により本募集要項「10 問合せ先及び応募先」のアドレスまで、メールにて申込願います。

(2) 質問の受付・回答

応募に関する質問は、以下により行うこと。

質問があった事項とその回答は、軽微なものを除き、県ホームページに掲載します。

- ・方法：「10 問合せ先及び応募先」まで、メール又はFAXによること。
- ・件名：ちば観光・宿泊業職場見学会業務
- ・記載事項：事業者名、担当部署・担当者名、連絡先（メールアドレス、電話）
- ・締切：令和8年7月30日（木）午後5時

5 企画提案書類の提出方法

(1) 提出期限

令和8年8月18日（火）午後3時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにより提出すること。

※メール送信後、電話にて到達確認をすること。

※メールの容量（7MB まで受信可能）にご注意ください。

※企画提案書のサイズは7MB 以内に抑える必要はありません。7MB 以上となる場合は、ファイルを分割して送付又は、大容量送信サービス等を御活用ください。

※ FAXでの送付は不可とさせていただきます。

(3) 提出データ形式

PDF 又は Word、Excel、Power Point 等の Windows11（OS）、Microsoft Office365 を搭載したパソコンで、閲覧が可能なものとする。

(4) 提出書類

①企画提案書（別紙2・様式第1号）

②企画提案に関する調書（別紙2・様式第2号）

※A4判、25ページ以内としてください。

※記載にあたっては、「業務委託仕様書」を参照の上、具体的な内容を記載してください。

※独自提案にかかる審査基準については、「6 選考について（2）審査基準」に留意してください。

③業務に要する経費見積書（別紙２・様式第３号）

④提案者に関する調書（別紙２・様式第４号）

6 選考について

（１）選考方法

選考委員会において、提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングによる審査（プレゼンテーション・ヒアリングによる審査は、１提案者につき１５分ずつ、計３０分程度）を実施し、最高点を獲得した１団体を委託先候補に選定します。実施時期は、令和８年８月下旬以降を予定しています。詳細については、企画提案者に別途連絡いたします。

なお、応募数が５以上の場合には、あらかじめ事務局による書類審査を実施して審査委員会に参加する上位４者を決定し、審査結果を電子メールにより通知します。

（２）審査基準

審査に当たっては、以下の審査基準により総合的に評価し、選考します。

なお、「業務委託仕様書」記載事項に対応していない場合は、減点又は失格とします。

審 査 項 目		審査基準	
企画提案 内 容	業務内容の理解		・ 事業の趣旨を十分に理解した企画提案になっているか。
	各業務の 内 容	見学会等の企 画内容につい て	・ 提案されている見学会場が、参加しやすい場所に設定されており、円滑に実施できる内容となっているか。 ・ 提案されている見学施設や講話テーマが、高校生が観光・宿泊業で働くことに興味・関心を持つ内容となっているか。 ・ 企画が観光・宿泊業者で働く際に必要とするスキル等を学べる内容となっており、高校生のキャリア教育に資するような取り組みとなっているか。
		独自提案	・ 参加者の利便性や満足度が高まるような独自の提案がなされているか。
業務遂行 能 力	業 務 実 施 制		・ 業務を円滑に実施するための体制を有しているか。 ・ 業務が遂行可能な人員の確保がなされており、安全管理対策が取られているか。 ・ 業務スケジュールは、提案内容の実行が可能なものとなっているか。 ・ 業務責任者の経験や知見は十分か。
	類似業務の経験・実績		・ 業務を円滑に実施するための経験、実績は十分備えているか。
	専門知識・適格性		・ 業務内容に関する知識、知見を有しているか。 ・ 業務を遂行する上で有効な資格等を有しているか。
経費の妥当性			・ 所要経費・算定根拠が明確に示されており、合理的な内容であるか。 ・ 費用対効果に十分配慮した経費となっているか。

(3) 審査結果

審査結果は、応募者全員に通知します。

(4) 契約について

選考により決定した企画案の提出者を委託先候補とし、詳細な業務内容及び契約条件等について協議、合意したのちに、委託契約を締結します。

なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとします。

7 委託契約

(1) 契約時期

令和8年9月上旬（予定）

(2) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月26日（金）まで

(3) 契約に当たっての主な留意事項

ア 契約に当たっては、協議の上、企画提案内容の一部を変更させていただく場合があります。

イ 契約に当たっては、千葉県財務規則（以下「規則」という。）第99条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要です。

ただし、規則第99条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除されることがあります。

ウ 委託費の支払いについては、原則として精算払いとします。

エ 委託業務の全部を第三者に再委託することはできません。ただし、委託業務の一部の再委託については、事前に県の承諾を得たときはこの限りではありません。

8 提案の無効に関する事項

次の事項に該当するときは、その者の提案は無効とします。

- (1) 提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき。
- (3) 同一のプロポーザルに対して、2以上の提案をしたとき。
- (4) 同一のプロポーザルに対して、自己のほか、他人の代理人をしたとき。
- (5) 同一のプロポーザルに対して、2以上の代理人をしたとき。
- (6) 提案に関連して談合等の不正があったとき。
- (7) 見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、認識しがたい見積又は金額を

訂正した見積をしたとき。

(8) その他、提示した事項及びプロポーザルに関する条件に違反したとき。

9 その他

(1) 本業務の全部を一括して又は主たる部分を、第三者に委任し又は請け負わせてはいけません。

なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいうものとします。

(2) 企画提案書の作成、応募等にかかる経費は、応募者の負担とします。

(3) 提出された企画提案書及び添付書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 受理された企画提案書は、本業務以外に使用することはありません。

(5) 提案書に虚偽の記載が認められた場合には、当該企画提案書を無効とします。また、採用後にその事実が発覚した場合には、採用を取りやめる場合があります。

(6) 採用された場合には、本県と十分協議を行いながら業務を遂行するものとします。なお、採用された企画提案書の内容については、変更・修正する場合があります。また、協議により本県から指示があった場合には、その指示に従い作業を進めるとともに、本県は作業期間中いつでもその作業状況の報告を求めることができるものとします。

(7) 本契約により製作された製作物の著作権は千葉県に帰属します。

(8) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

10 問合せ先及び応募先

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県商工労働部観光政策課観光企画室

「令和8年度ちば観光・宿泊業職場見学会業務」

電話：043-223-2415

FAX：043-225-7345

メール：kanko-k@mz.pref.chiba.lg.jp